



官民データ： 電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるもの。（官民データ活用推進基本法第2条第1項）

官民データ活用推進基本法

近年の動向

スマートフォンやIoTの普及

ビッグデータの蓄積

「データ」の積極活用を社会全体に拡大

社会課題解決の可能性

データの重要性の高まり

官民データ活用推進基本法（H28.12施行）

■目的

官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与（第1条）

■国計画

政府による官民データ活用推進基本計画の策定（第8条）

■都道府県計画

都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定（義務）（第9条1項）
市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）（第9条3項）

官民データ活用推進基本計画（国の計画）

（国）
官民データ活用推進基本計画

（H29.5閣議決定）
（H30.6,R1.6改定）

※毎年度見直し、必要に応じて変更（法第8条7項）

■基本的な施策

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| (1) 行政手続等のオンライン化原則 | (7) 情報システム改革・業務の見直し |
| (2) オープンデータの促進 | (8) データ連携のためのプラットフォームの整備 |
| (3) データの円滑な流通 | (9) 研究開発 |
| (4) データ利活用のルール整備 | (10) 人材の育成及び確保 |
| (5) マイナンバーカードの普及・活用 | (11) 国の施策と地方の施策の整合性の確保 |
| (6) 利用機会の格差是正 | (12) 国際貢献及び国際展開 |

※アンダーライン部は都道府県計画と同一項目

デジタル手続法

デジタル手続法（令和元年5月公布）

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

■目的

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図る

○行政のデジタル化に関する基本原則等（デジタル化の基本原則）

- ① デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結
- ② ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出不要
- ③ コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現

○行政手続のオンライン原則

行政手続の原則オンライン化（地方公共団体は努力義務）、添付書類の撤廃

○行政のデジタル化を推進するための個別施策

（住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法）

マイナンバー制度

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針

（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議 政府決定）

- 令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用を開始
- 令和4年度中には概ね全ての医療機関での利用環境の整備を目指す
- 令和4年度中にはほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定
- 地方公共団体における円滑なカード交付の推進
 - (1) 職員によるカード取得
 - (2) 来庁者への申請勧奨・申請受付
 - (3) 出張申請受付の実施
 - (4) 住民への周知広報
 - (5) 交付円滑化計画の策定・進捗管理
 - (6) 健康保険証としての利用のための初期設定支援



県計画

1 目的

本県に蓄積されたデータ等の積極的な利用環境の整備等を図り、地域課題の解決や県民の利便性向上、業務の効率化をさらに進めるための基本的な方向性を示す。

2 位置付け

- 「官民データ活用推進基本法」第9条に基づき策定
- 「かごしま未来創造ビジョン」との整合

3 ICTの動向

- (1) インフラ整備とデジタル機器普及の状況
- (2) デジタル技術の利活用状況
- (3) サイバーセキュリティの現状

4 基本的な方針及び取組

■ 基本方針の5つの柱

| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---|---|--|---|---|
| 手続における情報通信の技術の利用等 <small>(オンライン化の推進)</small> | 官民データの容易な利用 <small>(オープンデータの推進)</small> | 個人番号（マイナンバー）カードの普及及び活用 | 利用の機会等の格差の是正 <small>(デジタルデバйдへの対応等)</small> | 情報システムによる業務効率化 <small>(デジタル化、業務見直し等)</small> |
| ＜現状の取組＞ | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請システムの運用 ・システムの利便性向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータサイトの運用 ・公開データのニーズ把握 ・データ利活用能力向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・県立図書館等での環境整備 ・制度の周知・広報 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信基盤の整備促進 ・県公式ホームページの環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムのサーバー統合 ・業務効率化に向けたシステム導入等 |
| ＜今後の取組＞ | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続の棚卸し ・オンライン手続の利用率向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種情報等のオープンデータ化の促進 ・官民データ活用施策の推進に向けた研修等 | <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの交付率向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信基盤の整備促進 ・県公式ホームページの環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続の棚卸し（再掲） ・業務のデジタル化、ペーパーレス化の推進 |
| ＜KPI＞ | | | | |
| オンライン申請の実績がある市町村数 | オープンデータを公開している市町村数 | 県の人口に対するマイナンバーカード交付枚数率 | 全ての中継拠点（住民要望がない箇所を除く。）で光ファイバを整備済みの市町村数 | 県行政手続の棚卸しを実施した所属数 |
| 現状（H30年度）25市町村 ↓ 目標（R4年度）43市町村 | 現状（R2.3.1）11市町村 ↓ 目標（R4.3.末）43市町村 | 現状（R2.3.1）14.0% ↓ 目標（R5.3.末）92.1% | 現状（R2.3.1）21市町村 ↓ 目標（R7.3.末）43市町村 | 現状（R2.3.1） - 件 ↓ 目標（R4.3.末）全ての所属 |

5 セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

6 推進体制

- 鹿児島県高度情報化推進本部を活用
- 実施する施策については毎年進捗管理し、必要に応じて見直し